東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成23年１月26日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年１月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：１９件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	２号機	タービン建屋天井クレーン走行レールの点検において、レール押え用ボルト（１本）に緩みを確認し増締め操作を実施した際、同ボルトが切断したため、当該ボルトを交換	GⅢ	
2	５号機	油ドレンサンプルポンプ（Ａ）の点検に伴う試運転の際、同ポンプ出口の配管に詰まり及び出口逆止弁に動作不良が認められたため、当該配管を点検・清掃及び当該弁を点検・修理	GⅢ	
3	５号機	復水脱塩装置脱塩塔廻り電磁弁（８台）の点検において、同電磁弁排気口よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	GⅢ	
4	５号機	廃棄物処理系の再生系廃液導電率記録計の点検において、同記録計用扉のストッパ（プラスチック製）に破損が認められたため、当該扉を交換	GⅢ	
5	５号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（Ｄ・Ｅ）の点検において、接地線取付装置に腐食が認められたため、同ポンプ（Ａ～Ｅ）用接地線取付装置全数を交換	GⅢ	
6	５号機	残留熱除去系（Ｂ系）第２注入弁の点検において、弁体に浸食が認められたため、当該弁体を交換	GⅢ	
7	５号機	主復水器（Ａ・Ｂ・Ｃ）の水室出入口圧力発信器検出元弁（８台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
8	５号機	主低圧タービン（Ａ・Ｂ）内部車室水平面締付ボルトの点検において、同ボルト・ナット（計３組）に固着が認められたため、当該ボルト・ナットを交換	GⅢ	
9	５号機	不活性ガス系排気側隔離弁の弁間漏えい率確認試験において、漏えい率の測定値に管理値外れが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
10	５号機	第１給水加熱器（Ｂ）ドレン排出弁駆動部の漏えい率確認試験において、漏えい率の測定値に管理値外れが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	GⅢ	
11	５号機	主復水器（Ｂ）ホットウェル補給水調整弁駆動部の漏えい率確認試験において、漏えい率の測定値に管理値外れが認められたため、当該弁駆動部を点検・修理	GⅢ	
12	５号機	主低圧タービン（Ａ）外部車室（上半）内面溶接線の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
13	５号機	主低圧タービン（Ａ）内部車室（上半）内面溶接線の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	GⅢ	
14	５号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（ＣＨ－１０Ａ）の点検において、圧縮機（２台）及び圧縮機ボルトに腐食が認められたため、当該圧縮機を修理及び圧縮機ボルトを交換	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	５号機	原子炉水位の記録が必要な原子炉の状態にあるにも関わらず、原子炉水位を「運転日誌」に記録しなかった期間があることが認められたため、原因調査後、対応検討	ＧⅡ	
16	５号機	主復水器細管洗浄装置（Ａ１）ボール循環ポンプの点検において、ポンプケーシング部にピンホール（１箇所）が認められたため、当該部を修理	ＧⅢ	
17	５号機	廃棄物処理系廃液サンプルタンク（Ａ）撹拌用循環弁のグランド部より水の微量リーク（約２５０ｃｃ、汚染なし）が認められたため、当該部を増締め	ＧⅢ	
18	６号機	原子炉建屋換気空調系低圧炉心スプレイポンプ室空調機の冷却水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	ＧⅢ	
19	集中環境施設	焼却工作建屋３階の空調機室排気処理装置内の火災警報用検知器（１台）に誤作動が認められたため、当該検知器を点検・修理	ＧⅢ	